

地域の元気企業ガイド

コロンブス総研



アイ・グローバルグループ
代表/公認会計士
かぶらぎ
蕪木優典さん

ベトナムの規制強化にいち早く対応 法令順守は会計事務所の根幹だ

私たちのグループは2003年にベトナム法人を立ち上げて以来、ホーチミン市とハノイ市を中心に日系企業の税務・財務の支援やベトナム進出支援、それらに関連するコンサルティングなどを展開してきました。現在も日系企業のベトナムでのビジネス意欲は旺盛で、とくにここ最近では独資で新会社を設立する従来型の進出に加え、合併やM&Aの相談を受けることが増えています。元気のある業種はインフラや不動産関連、消費財関連などです。

さて、ベトナムでは2015年に新会計法が制定され、今年1月から外資会計事務所に対する資本規制が行われています。その内容は①会計事務所における法人の出資比率を計35%以下に制限②ベトナム公認会計士の資格を持つ個人2人以上が出資し、その出資の合計を50%以上にすることなどです。そもそも、ベトナムでビジネスを展開している外資系会計事務所の多くが本国の親会社を100%出資者とした1人有限会社であり、その大半がベトナム公認会計士の資格を持っていません。そのため、この規制強化は多くの外資系事務所にとってかなりハードルの高いものとなっており、現時点でもほとん

どの日系会計事務所が対応できていない状況にあります。

そこで、私たちのグループでは1年半ほど前から日本法人の支店設立に取り組み、昨年12月に晴れて財務省(ベトナム)の認可を受け、ベトナム初の日本法人支店をホーチミン市とハノイ市に設置することができました。支店の場合は資本金の設定がないため、上記の外資会計事務所に対する資本規制がなく、ベトナム人公認会計士の資格を持つ2名以上の個人が代表者であり、財務省からの認可を受けることで会計サービスを提供することが可能です。現在は支店で記帳代行や会計レビューなどを行い、それ以外の税務や法人設立支援などは既存のベトナム法人で行っています。

会計事務所の業務の根幹は法令順守です。しかし、現状ではこの規制強化に対応できている会計事務所はほとんどありません。たしかに、成長が著しいベトナムをはじめとしたアジア諸国ではこうした法制度の変化が多く、ときには理不尽だと感じることもあります。現地でビジネスを展開していくにあたってはやはりその国のルールに則ることが大切です。法令順守、それは当然なことです。これからもこうした環境変化に対応しながら、日本とベトナムの架け橋となるようなビジネスを展開していきたいと思えます。

今月のContents

全国のニッチトップ企業12社

北海道(草野作工(株))／東北(ふくしまオーガニックコットンプロジェクト)
関東(合同会社サウンドロップ)／東京(小川産業(株))／甲信越(株)テーエム
北陸(ジャパンドームハウス(株))／東海(株)前田金三郎商店)／近畿(doll carrier shop Gentil)
中国(株)キョウワコーポレーション)／四国(有)進藤重晴商店)／九州(株)ダイショク)
沖縄(知念漁業協同組合)

地域カデータパック 47都道府県&東京23区

2月号は春の兆しを感じさせるイベントが続々登場。あわせて産業ニュースも多数掲載。